

平成28年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年12月8日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成28年12月8日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議案第45号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第49号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第51号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

議案第53号 可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約に関する協議について

議案第54号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

議案第55号 指定管理者の指定について

議案第56号 指定管理者の指定について

議案第57号 指定管理者の指定について

議案第58号 財産の取得について

議案第59号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めること
を要しない場合の同意を求めることについて

発議第2号 岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書

議事日程第1号

平成28年12月8日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 5件

(1) 岐阜県建設技術協会の要望書

(2) 「「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情

(3) 常任委員会所管事務調査報告書

(4) 定例監査実施報告書

(5) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成28年8月分から10月分まで）

日程第4 委員長報告 1件

(1) 新庁舎整備特別委員会中間報告

日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第6 議案の上程及び提案理由の説明 16件

議案第45号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第49号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第51号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

議案第53号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議につ

いて

議案第54号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

議案第55号 指定管理者の指定について

議案第56号 指定管理者の指定について

議案第57号 指定管理者の指定について

議案第58号 財産の取得について

議案第59号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

発議第2号 岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書

日程第7 議案の審議及び採決 6件

議案第45号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第49号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第2号 岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 議長 | 大 沢 まり子 | 1 番 | 奥 村 雄 二 | 2 番 | 安 藤 信 治 |
| 3 番 | 伏 屋 光 幸 | 5 番 | 高 山 由 行 | 6 番 | 山 口 政 治 |
| 7 番 | 安 藤 雅 子 | 8 番 | 柳 生 千 明 | 9 番 | 山 田 儀 雄 |
| 10番 | 加 藤 保 郎 | 11番 | 岡 本 隆 子 | 12番 | 谷 口 鈴 男 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| 町 長 | 渡 邊 公 夫 | 副 町 長 | 寺 本 公 行 |
| 教 育 長 | 高 木 俊 朗 | 総 務 部 長 | 加 藤 暢 彦 |
| 民 生 部 長 | 山 田 徹 | 建 設 部 長 | 伊 左 次 一 郎 |

企画調整
 担当参事 森 島 嘉 人
 総務防災課長 須 田 和 男
 環境モデル都市
 推進室長兼
 まちづくり課長 可 児 英 治
 税 務 課 長 若 尾 要 司
 保険長寿課長 高 木 雅 春
 農 林 課 長 石 原 昭 治
 建 設 課 長 筒 井 幹 次
 生涯学習課長 亀 井 孝 年

教育参事兼
 学校教育課長 田 中 秀 典
 企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
 亜炭鉱廃坑
 対策室長 鍵 谷 和 宏
 住民環境課長 若 尾 宗 久
 福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
 上下水道課長 大 鋸 敏 男
 会 計 管 理 者 水 野 嘉 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議会事務局
 書記 金 子 文 仁

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成28年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

冷え込む朝がやってきましたけれど、そして早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第4回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提出いたします案件について述べます。

まずもって、長年の願いでありました、やおつトンネルを含む主要地方道多治見・白川線伊岐津志工区が11月25日に開通いたしました。これまでの間、御理解、御協力をいただきました住民の皆様、御尽力賜りました関係各位に心から感謝申し上げます。

開通式は、みたけ幼稚園園児の鼓笛隊演奏などにより盛大に行うことができ、御来賓や地元住民の方々などお集まりの皆様と一緒に開通を祝うことができました。

上手副知事からは、御嵩・八百津の交流、観光や企業誘致の効果が望め、期待しているとの御挨拶をいただき、まさにこれからの期待にあふれた開通であると考えております。

八百津町と本町とは、住民の皆様にとって、一山隔てているという地形上の理由により距離感を抱かざるを得ない状態でありましたが、この開通により、その感覚は一掃されたと感じております。

行政としましては、双方の町民初め多くの人々が行き交うだけにとどまらず、この利便性をまちづくりに生かし、町民の皆様の御期待にお応えできるよう努めてまいります。

本町と同じ環境モデル都市である熊本県小国町とは、アメリカポートランドで開催された国際フォーラムに、北里小国町長とともに参加したことでつながりが深まり、熊本地震の際には

職員を派遣し、物資の提供や水道施設の復旧などを行わせていただきました。

その小国町では、5月に開催予定の環境フォーラムが地震の影響により延期されておりましたが、11月14日に「第2回小国町環境にいいことフォーラム」として開催され、パネリストとしてお招きいただき参加させていただきました。今回のフォーラムは、「地域の恵みを活かしたまちづくり」をテーマに、防災面の観点もその内容に含めて行われました。パネルディスカッションでは、まず本町の取り組みを紹介させていただき、各パネリストが幅広い分野について意見を述べられるとともに、小国町の事業について理解を進めていくことで議論を深め、環境モデル都市としての成果と課題を共有することができました。

遠く離れた小国町と本町ではありますが、今後もこれをきっかけに、さらに連携を強くするとともに、環境教育で中学生を派遣している北海道下川町や外務省事業で共催した豊田市など、ほかの環境モデル都市との連携も継続し、環境モデル都市としての本町の役割を果たしていきたいと考えております。

また、フォーラムの参加の機を得、11月12日に熊本入りをしまして、まず空港直近の大津町を視察いたしました。大津町では、災害瓦れきの仮置き場を視察いたしました。広大な土地に膨大な量の瓦れきは、幾つもの小山の連なりを思わせるほどうずたかく積み上げられており、1回目の集積地としての最終日を迎えており、次週からは別の場所に切りかえられるとのことであります。分別をしながらの仮置き作業の困難さや重要性を目に焼きつけてまいりました。

翌13日には、熊本地震で最も激しい被害を受けた益城町を中心に視察いたしました。益城町は、役場庁舎が使用不能となった5市町のうちの一つであります。当日午前中は、復興業務等御多用にもかかわらず、防災担当の方から被災状況などの説明及び現地を案内していただきました。災害対策本部が庁舎内に設置できなかったこと、仮設住宅建設に適した町有地が不足なこと、災害瓦れき置き場の確保のこと、支援物資の受け入れのことなどなど直接伺わないと知り得ない数々の情報を得ることができました。現地は、地震発生から半年以上経過している現在でも多くの倒壊家屋がそのままの状況であり、ビニールシートで養生してある家屋も多く、道路の損壊も至るところで見受けられるなど悲惨な現状でありました。そのほか、解体工事の始まった宇土市役所、石垣の損壊激しい熊本城など被害の甚大さを目の当たりにし、言葉を失ったと同時に、本町が被災した場合、想定内として冷静に対応するには、最悪の状況として想定するレベルを高めなければならないと改めて強く感じたところであります。

避難所については、地域住民の自主運営力が避難所環境に大きく影響を及ぼすことなどを伺い、本町の防災リーダー育成の取り組みが間違っていないことが確認でき、防災リーダーの崇高な防災意識の継続と今後のさらなる活躍に期待を高めたところであります。

今回の視察により学ばせていただいたことを生かし、引き続き本町の防災・減災に努めてま

いる所存であります。

本町の大きな防災対策であります亜炭鉱廃坑対策事業につきまして、本年度、国の2次補正予算で措置された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業の補助対象県の公募選定が行われています。この公募も11月25日の段階では岐阜県のみとの情報もあり、28日締め切り時の結果は公表されてはおりませんが、応募は岐阜県のみであったであろうと念じ希望しているところでもあります。

本町は、現在実施しているモデル事業に引き続き、当然のこととして旧亜炭採掘跡の防災工事を行うこの事業を再度実施したいと考えており、岐阜県からの申請内容には本町の事業が中心的に位置づけられていると伺っております。

また、県では、12月1日開会の県議会定例会に28年度補正予算として国庫支出金67億9,830万円の歳入を計上、一般財源7億5,536万7,000円を加えた計75億5,366万7,000円を基金管理人への歳出で計上していただいております。15日定例会最終日に議決される予定と伺っており、もちろん可決を前提として、15日以降の本町のスケジュールを組み立ててまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本年度が事業実施3年の最終年度であります南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業では、役場などの公共施設、陥没被害の多い民間宅地の8ヘクタールを超える面積で防災工事を進め、最終段階の施行に入っております。3年間という短い事業期間で、モデル自治体の役割を果たすべく努力してまいりましたが、計画段階では想定していなかったことも多数ありました。しかし、町民の皆様の深い御理解に支えられ、国、県及び基金管理人の御指導のもと、着実に事業を進められたことについて改めて感謝しているところでございます。現在は、ラストスパートの段階と考え、さらに気を引き締めて進めてまいりたいと考えております。

昨年のこの12月議会において請負契約締結の議決をいただき着工しました御嵩町防災コミュニティ複合施設につきまして、建物本体はおおむね仕上がりつつあり、またグリーンニューディール基金事業として採択いただきました再生可能エネルギー施設整備関連工事もほぼ予定どおり進捗しているとの報告を受けております。

現在、来年3月25日に予定しております竣工式に向けた準備と施設内の備品、物品の調達事務を進めているところであり、本定例会におきましても防災コミュニティ施設関連として施設の設置及び管理に関する条例のほか、健康増進スペースに設置する筋力トレーニングマシンの購入に伴う契約についての議案を提出させていただきます。

この施設につきましては、有事の際は支援物資の受け入れや災害ボランティアの活動拠点の場としますが、平時には災害発生時の共助につながる地域コミュニティの醸成の場として多くの町長の皆様に有効に活用していただきたいと思っております。

今後は、この施設を活用した防災訓練や町の活性化イベント等も計画していくこととなります。議員の皆様にも、平時における施設の有効な活用に結びつく事業についてアイデア等をいただければありがたいと考えております。

本町におけるふるさと応援寄附金制度、いわゆるふるさと納税につきましては、平成20年度に制度を導入してから現在まで多くの皆様より温かいお心を寄附金という形で届けていただき、活用させていただいているところであります。

私自身、ふるさと納税制度の現在のあり方については、いささか制度の本来趣旨から乖離しつつある傾向にあるのではとの感想を持っているところでありますが、「ふるさと納税を御嵩町へ」と本町の姿を外部に積極的にアピールすることに加え、町内事業者などのさらなる発展と事業活動の幅広い展開という視点から、返礼品の内容、寄附額に対する返礼品の還元率の見直しを行い、この12月1日から日本最大のふるさと納税に関するポータルサイト「ふるさとチョイス」に参加し、寄附金申し込みから事業選択、寄附金納入方法の選択とクレジット納付の対応についても新規に実施しているところであります。

この取り組みへの転換は、本年度当初より立ち上げた若手職員5人によるふるさと納税増収対策プロジェクトにおいて、県内はもとより全国のふるさと納税の動向調査、情報発信のあり方、簡素な申し込み手法と寄附金納入方法、返礼品の内容とその率などの調査・研究により、本町におけるふるさと納税のあり方について提示された中間報告の内容を受け実施しているところであります。

今月1日から運用を開始した「ふるさとチョイス」を活用した新たな取り組みについての反響は想定以上に大きく、取扱開始後5日間で寄附件数は72件、寄附金額にして約290万円に及んでおり、本年4月から11月までの寄附金額230万円の1.3倍ほどの額が短期間に納付されました。ちなみに昨日まででは370万円ほどとの報告を受けております。

今後もこの傾向は続くものと考え、しかるべき時期、恐らくかなり早い時期に返礼品に係る補正予算を計上し、御審議いただくこととなりますが、まずもって、取り組み開始に伴う返礼品等に必要となる経費及び寄附金額増を見込み、今回の補正予算を計上しております。

ふるさと納税につきましては、さらに研究・検討を重ね、本町へ足を運んでいただける体験型の返礼内容や返礼品の品目増を積極的に考えてまいります。議員の皆様にも今後ともアイデアをいただくなど、当該事業に関して御協力をお願いするものであります。

本町では、指定管理者制度を活用し、さまざまな施設の管理運営を指定管理者に委任しているところであります。そのうち、みたけ健康館、高齢者いきがい活動支援センターみたけ（通称「ふらっとハウス」）及び高齢者いきがい活動支援センターふしみ（通称「あっと訪夢」）の3施設が、本年度末に平成26年4月からの3年間の指定管理期間の満了を迎えます。これら

3施設の来年度からの指定管理者につきましては、これまでの実績や評価により総合的に判断した結果、これまでと同じ指定管理者に指定することが最良であるとの結論に至り、来年度から3年間、指定管理者制度に基づき管理運営を委ねるものです。今後も施設の効果的運用や適正管理について各事業者へ指導、支援を行ってまいります。

臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月に実施された消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して軽減税率の導入などの制度的な対応を行うまでの間、臨時的な措置として臨時福祉給付金を平成26年度から毎年支給しております。今回、消費税率引き上げが2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、臨時福祉給付金を平成31年9月までの2年半分を一括して新たに支給することになりました。1人当たり1万5,000円、対象者は3,000人を見込んでおります。事業費は全額が国庫支出金で賄われます。社会全体の所得の底上げに寄与するとともに、低所得者の安心感を確保するために速やかに実施する必要があります。平成29年3月から支給を開始する予定としております。

なお、申請期間が3カ月とされておりますので、事業の一部は来年度へ繰り越すこととなります。事務の遂行に当たりましては、対象者に円滑に支給できるよう努めてまいります。

今回提案いたします平成28年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてであります。ふるさとみたけ応援寄附金につきましては、返礼品メニューの拡大やウェブでの申し込み、クレジット納付の開始により280万円、国の補正予算に伴い臨時福祉給付事業費補助金として5,000万円、防災・安全交付金として道路橋梁事業に865万1,000円、また県補助事業の採択により機械化営農組合の法人化に伴う支援補助金440万円など、それぞれ増額計上しております。

次に歳出であります。人事院勧告や人事異動に伴う人件費増額分390万3,000円、橋梁維持工事費として1,700万円を増額、みたけの森トイレ改修設計委託料として300万円を追加、私立保育園等への運営委託料の増額分として618万9,000円などを計上しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに1億108万2,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、平成28年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係3件、条例関係4件、その他の議決案件が7件、都合15件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

通常より若干短かったようですが、御清聴ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る10月28日の議会運営委員会において、本日より12月
16日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より16日までの9日間とすることに決定しま
した。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のと
おり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

岐阜県建設技術協会の要望書、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあ
たり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情、常任委員会所
管事務調査報告書、定例監査実施報告書、例月現金出納検査の結果について、これは平成28年8
月分から10月分までの報告であります。

以上の5件が議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

委員長報告

議長（大沢まり子君）

日程第4、委員長報告を行います。

新庁舎整備特別委員会から、議長に委員長報告がありました。これを議題としたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました新庁舎整備特別委員会から、議長宛てに中間報告書の提出がありましたので、新庁舎整備特別委員会委員長から報告をしていただき、質疑を行います。

なお、報告書の写しをお手元に配付してあります。

新庁舎整備特別委員会委員長に報告を求めます。

新庁舎整備特別委員会委員長 高山由行君。

新庁舎整備特別委員会委員長（高山由行君）

おはようございます。

去る9月から、9月、10月、11月と短期ではありましたが、大変難しい問題でございました。7名の委員の方で集中的に審議を重ねまして、このたび中間報告ということで議長宛てに報告書を作成しましたので、御報告申し上げます。

御嵩町議会議長 大沢まり子様、新庁舎整備特別委員会委員長 高山由行。

新庁舎整備特別委員会（中間）報告書。

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査・研究についての経過を報告します。

1. 経過。①庁舎の現状。御嵩町の現在の庁舎は、昭和54年5月に建築された本庁舎と住民の健康増進の拠点として平成4年に整備された保健センターを含む北庁舎の2つの建物で構成されています。このうち本庁舎は既に築37年を経過し、老朽化が進行しているばかりか、耐震診断の結果、建築物の地震に対する安全性を示す指標であるI s値が著しく低く、南海トラフ巨大地震の想定震度である震度6弱に耐えられない構造であることが判明しました。

この結果を踏まえ、町は町長の諮問機関である御嵩町庁舎整備検討委員会に対し、庁舎の整備方針について議論していただいた結果、3案併記の答申となりました。その後、熊本地震により耐震化を実施した庁舎までもが損壊した事実を踏まえ、耐震工事は行わないとして、事実上、新築の2案に絞られました。最終的には、現在の場所に新築するか、新たな場所に移転新築すべきか、町長の決断と議会の判断が求められる状況となっております。

②現庁舎の課題。御嵩町の庁舎は、本庁舎と北庁舎の2つの庁舎がありますが、特に本庁舎

には次のような喫緊の課題があり、行事によっては住民に迷惑をかけている状況です。耐震診断の結果、震度6弱に耐えられない構造、非常電源設備がない、高度情報化対応の限界、ユニバーサルデザインの欠如、住民スペース及び執務スペースの不足、駐車場の不足、庁舎の下の亜炭鉱廃坑への懸念。

③特別委員会の経緯。御嵩町議会においても議会住民懇談会を開催して住民の意見を集約するなど、災害対策本部となる庁舎の耐震化問題については、重要な課題として今までも議論してきました。しかし、本年4月14日に発生した熊本地震において、各種政策を優先して庁舎の耐震化問題を先送りしてきた自治体と、実際、耐震工事を実施したにもかかわらず、震度7の地震が直撃した自治体では、庁舎が損壊し、災害対策本部や行政サービスの機能不全に陥りました。このような状況から、町議会としては考えを大きく転換する必要があるとして、議員間討議を重ねてきた結果、現庁舎の耐震化ではなく、防災拠点として十分機能する新庁舎を新築する必要があるという方針で合意形成してまいりました。新庁舎を新築とした方向性を決めた議会として、引き続き町の未来について積極的に討議を行い、その決定に当たり、議会としての責任を果たしていく必要があることから、新庁舎の整備に関する調査・研究をするために7人で組織する新庁舎整備特別委員会を平成28年9月1日に設置しました。以降、11月14日までの計9回の協議会を含む特別委員会を開催し、調査・研究を行うとともに、町議会議員全員の意見集約と確認を行うため、計3回の議会活性化研究会及び全員協議会を開催し、活発な議論を重ねてきました。詳細は別添新庁舎整備特別委員会調査の経緯等を御参照いただきますようお願いいたします。

2. 中間まとめ。①求められる庁舎について、新庁舎への期待。新庁舎整備特別委員会では、新庁舎を新築するに当たり、現在の場所と新たな候補地のどちらがすぐれているかなど特性や課題を議論するだけでなく、将来、御嵩町にとって新たなまちづくりの拠点にもなり得るか。また本来、庁舎はどんな役割を果たすべきかなどについて慎重に議論を重ねてまいりました。特別委員会が議論した求められる庁舎像として重要なポイントは次のとおりであります。

災害時の拠点となり得るスペースが確保できること。環境モデル都市としてふさわしい庁舎であり、町外に情報発信ができること。交通アクセスが便利であること。名鉄広見線の利用促進につながる。御嶽宿など観光資源を生かした一体的なまちづくりができること。他の公共施設の集約、複合化を見据えた庁舎であること。まちの活力となる民間商業施設などが展開できる可能性があること。

②新庁舎の建設場所について。以上を踏まえて、暫定的な新庁舎の候補地を数カ所選定するとともに、現在地と新たな候補地のメリット、デメリットなど住民から寄せられた意見をもとに絞り込んだ重要なキーワードごとに比較してきました。

その結果、1つ目として、垂炭鉱廃坑対策はどこの場所に新築することになっても費用が必要となる可能性が高いこと。2つ目として、建築物は現在のような狭い場所に建築すると、費用が割高になり、また道路のつけかえや民有地の取得など別の費用が発生する可能性もあること。3つ目として、現在地に新築したとしても、求められる庁舎像を実現できるようなまちづくりの将来性が望めないことなどの意見を取りまとめました。

したがって、新庁舎整備特別委員会としては、これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築すべきと全会一致で結論づけるに至りました。

③今後の新庁舎建設の進め方について。当特別委員会は、調査・研究事項の一つである新庁舎整備の候補地に関する事項については、庁舎移転の方針を示すことになりました。2つ目の項目である新庁舎整備に係る方向性に関する事項については、今後執行部の進捗状況などその都度説明を求めていながら調査・研究を行っていくものとします。

以上、報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

ただいま新庁舎整備特別委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で委員長報告を終わります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第5、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

現在の岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員ですが、寺本副町長が平成28年3月4日の第1回定例会で選任され、代表の議員となっていますが、12月7日付で辞職をされましたので、新たに岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員を選出するために、地方自治法第291条の5第1項及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、町長 渡邊公夫君を指名したいと思っております。

お諮りします。ただいま指名しました町長 渡邊公夫君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、町長 渡邊公夫君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選された町長 渡邊公夫君が議場に在席しておりますので、御嵩町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は9時50分といたします。

午前9時35分 休憩

午前9時50分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第6、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第45号から議案第59号までと発議第2号をあわせ16件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件16件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第45号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第45号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづり、1ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の定数は3人ですが、この委員のうち、三宅直樹さんが2期6年お務めをいただきまして、平成28年12月20日をもちまして任期満了となります。

後任として、山口和美さんを選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山口和美さんは、昭和22年9月14日生まれの69歳、住所は、御嵩町伏見1847番地2であります。なお、任期は平成31年12月20日までの3年間となります。

資料つづり1ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

補正予算書つづりのピンク色の表紙の表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億108万2,000円を追加し、歳入歳出総額を87億1,807万3,000円とすること。

第2項で、各款項ごとの補正額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正による旨、規定しております。

第2条は繰越明許費を第2表で、第3条は地方債の追加及び変更を第3表で定める旨の規定でございます。

5ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明を申し上げます。

国の補正予算に伴い、経済対策に係る臨時福祉給付金関連事業費を平成28年度予算として計上し、3月から支給を開始する予定ですが、申請期間が3カ月であることから、4月以降の支給も見込まれるため、事業費と同額の5,000万円を限度額として翌年度へ繰り越すものでございます。

6 ページへ移りまして、第3表 地方債の補正では、追加として1件、生活環境保全林施設等整備事業、これはみたけの森のトイレ改修設計委託料ですが、施設整備に当たり、地域木材の活用を条件とした地方債が見込めましたので、270万円の限度額を追加させていただくものでございます。充当する起債は、地域活性化事業債、交付税措置率は30%でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

7 ページをお願いいたします。

変更につきましても1件、橋梁整備事業につきまして、国の補正予算の内示を受け、木下橋補修工事に地方債を充てるもので、橋梁整備事業の起債限度額を660万円増額し2,070万円とさせていただきます。充当する起債は補正予算債で、交付税措置率は50%でございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入についての説明をしますので、10ページをお開きください。

款14国庫支出金、目01民生費国庫負担金、それから表を1つ飛びまして、款15県支出金の目02民生費県負担金、ともに節02児童福祉費負担金は、市立保育所に係る需要の増等により、国庫負担金が391万2,000円、県負担金が195万6,000円の増額。

真ん中の表、国庫支出金の目02民生費国庫補助金の介護ロボット等導入支援事業特例交付金は、介護ロボットを導入する福祉施設への交付金として92万7,000円を増額。

目05土木費国庫補助金は、木下橋補修事業、橋梁の定期点検事業に対する防災安全交付金865万1,000円の増額。

目06教育費国庫補助金は、小・中学校への理科教室設備整備への補助として合わせて27万円を増額。

11ページ、款15県支出金、目01総務費県補助金の清流の国ぎふ推進補助金は、企業の森づくり看板等に対する補助金で130万円の追加。

目03衛生費県補助金の不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金は、長岡地内の廃棄物撤去に対する補助金で55万円を追加。

目04農林水産業費県補助金、節01農業費補助金は、美佐野機械化営農組合の法人化を支援する交付金40万円と、同法人の大豆コンバイン購入経費に対する補助金400万円の合わせて440万円を追加。

目08教育費県補助金の清流の国ぎふ市町村提案事業補助金は、中山道御嵩管内の木育広場設置に対する補助金で45万1,000円を増額させていただきます。

款17寄附金、目01指定寄附金は、冒頭の町長の挨拶にもありましたとおり、ふるさとみたけ応援寄附金について、返礼品メニューの拡大やクレジット納付の開始による増額見込み分280万円と北海道環境財団から森林整備に充てるためにいただいた寄附金50万円の合わせて330万

円を増額。

款18繰入金は、補正予算の財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を1,596万2,000円増額。

12ページ、款20諸収入、目05雑入、節06土木費雑入は、行政代執行により町道御嵩119号線の舗装復旧に要した費用について、原因者に対し請求する額10万3,000円を追加計上しております。

款21町債は、先ほど第3表で説明しましたみたけの森のトイレ改修設計に270万円の追加と木下橋の補修工事に伴う660万円の増額でございます。

次の13ページをお願いします。

ここからは歳出でございます。

人件費の補正につきましては、人事院勧告等によりそれぞれの科目で増減をしておりますが、議員の報酬を含む特別職職員の給与費、共済費、それから一般職職員の給与費、共済費を合わせ、一般会計全体で390万3,000円を増額しております。

なお、25ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、人件費以外のものについて説明をさせていただきます。

款01議会費につきましては、国会議員陳情等に係る交通手段をバスから鉄道に変更することに伴い、節09旅費で35万8,000円を増額し、次の節14使用料及び賃借料の自動車借り上げ料、有料道路通行料を合わせて旅費と同額の35万8,000円を減額する予算の組み替えでございます。

款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費、節08報償費と次の節14使用料及び賃借料は、ふるさとみたけ応援寄附金の返礼品に関しまして、これまで項02の徴税費で対応してまいりましたが、町の財源確保と施策という観点から、返礼品メニューの拡大を機に関連経費に係る今後の見込み額を項01の総務管理費に計上し補正をしております。節08の報償費につきましては、返礼品メニューの拡大に伴い82万3,000円を増額、節14使用料及び賃借料のふるさとチョイス利用料2万5,000円は、御嵩町の返礼品を専用のウェブサイトに掲載するための費用でございます。

目04電算管理費、節13委託料は、マイナンバー制度による市町村間の情報連携が29年7月から始まることに伴い、情報セキュリティーをさらに強化するため、職員が日常的に使っている総合行政情報システムのネットワークを住民情報系と内部情報系に分離するための経費として49万円を増額。

目08環境モデル都市推進費、節11需用費は、森づくりに係るリーフレットの印刷代7万円と節13委託料では、企業の森づくり参加企業の看板設置に係る委託料として260万円を追加計上

しております。14ページに移りまして、節19負担金、補助及び交付金は、家庭用太陽光発電の設置件数が当初の予想を上回り、予算の不足が見込まれるため100万円を増額、同じく下段、森林整備促進団体支援事業補助金は、北海道環境財団からの寄附金について、森林整備促進団体へ補助金を交付するため50万円を追加。

目18ふるさとみたく応援基金費につきましては、歳入で見込んだ寄附金の増額分を基金に積むため280万円を増額。

項02徴税费、目02賦課徴收费の節12役務費につきましては、特徴総括表のサイズ変更により、郵便料の不足が見込まれるため24万5,000円を増額。

15ページの款03民生費に移りまして、目02国保年金事務等取扱費の節04共済費11万5,000円と節07賃金62万円は、レセプト点検員の退職に伴い、社会保険料と賃金を減額し、レセプト点検業務を外部委託するため、委託料で63万1,000円を追加しております。

16ページの中ほど、目05介護保険費、節19負担金、補助及び交付金は、国からの交付金92万7,000円をそのまま介護ロボットを導入する福祉施設へ補助金として給付するため、追加計上しております。節28繰出金は、介護保険特別会計に係る繰入金充当経費の減額により一般会計からの繰出金を34万6,000円減額するものでございます。

1行飛びまして、目10障がい福祉費、節11の需用費は、あゆみ館の消防設備が落雷により故障したため、修繕料に30万3,000円を増額、節14使用料及び賃借料と節18備品購入費は、障害福祉システムを外部ネットワークと分離する必要から、パソコン1台を増設するため10万1,000円のシステム使用料の増額と13万9,000円の機器購入費を追加するものでございます。

目11臨時福祉給付費は、総額で5,000万円を増額、節3から節14までの事務費関係に500万円、17ページへ行きまして、節19の負担金、補助及び交付金で給付費4,500万円を計上しております。

項02児童福祉費の目02児童運営費、節13の他市町村児童運営委託料は、他市町村への保育園入園者が当初の予想を上回ったため255万2,000円を増額、下段の御嵩保育園運営委託料は、当初の予想よりフルタイム保育園児の人数が約10人上回ったことにより、委託料を363万7,000円増額するものでございます。節18備品購入費は、伏見保育園の給食用備品が故障したため、給食調理用大型給湯器に23万9,000円、食器消毒保管庫に61万7,000円、合わせて85万6,000円を増額させていただくものです。

18ページは飛びまして、19ページをお願いします。

上段、款04衛生費、目01し尿塵芥処理費、節13委託料は、長岡地内の不適正処理廃棄物撤去を委託するため110万円を追加。

款06農林水産業費、目03農業振興費の節19負担金、補助及び交付金の集落営農組織化・法人

化支援交付事業補助金は、美佐野機械化営農組合法人化支援のための補助金40万円と法人化にあわせ、大豆コンバイン購入の補助金として、農地利用集積モデル地域支援事業費補助金400万円の合わせて440万円を新たに計上しております。

20ページの上の表、項02林業費の目05生活環境保全林費の節13委託料は、みたけの森トイレ改修設計委託料として300万円を増額、1つ表を飛びまして、款08土木費、目01土木総務費、節19の県道改良事業負担金は、主要地方道多治見・白川線の道路改良事業に係る負担金として210万円を増額するものでございます。

なお、補正額の財源内訳のその他欄に10万3,000円を計上しておりますが、これは先ほど歳入で御説明しました行政代執行費用等原因者償還金10万3,000円を充当しております。

21ページ、目04橋梁維持費、節15工事請負費は、国の補正予算の内示により、木下橋補修工事として橋梁維持工事費を1,700万円増額させていただいております。

22ページの3段目、款10教育費、項02小学校費の節18備品購入費と、次のページの項03中学校費、目02教育振興費、節18備品購入費は、国の補正予算の内示を受け、伏見小学校の理科・算数教材備品の購入に29万円、向陽中学校の理科教材備品購入費として25万円をそれぞれ増額しております。

項04生涯学習費、目08図書館費は、清流の国のぎふ市町村提案事業の採択を受け、中山道みたけ館に木育広場として県産材の置き床を設置する委託料37万5,000円を追加、節18備品購入費で、この木育広場に配置する木製おもちゃの購入費用7万6,000円を追加計上しております。

24ページ、款11災害復旧費の目02亜炭鉱対策費は、基金の有効活用を図るため、新たな調査区域を追加して地盤脆弱調査を行うため、調査設計委託料として370万円を増額し、増額した委託料と同額を工事請負費から減額するものでございます。

以上で、議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万

6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億5,838万3,000円とするものです。

それでは、詳細を御説明いたしますので、4ページをごらんください。

まず歳入からです。

款06繰入金ですが、事務費繰入金を充当する経費の減によりまして、事務費繰入金を34万6,000円減額補正するものです。

続いて歳出でございます。

款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費、節14使用料及び賃借料は、システム機器を更新しないことによる電算機器借り上げ料減額のほか、ASPサービス移行に伴う使用料の計上により44万2,000円の増額です。

項02賦課徴収費、目01賦課徴収費、節12役務費、ASPサービス移行に伴うデータ移設の手数料74万9,000円の増額、節13委託料は、ASPサービス移行に伴う年間保守料の減のほか、システム機器を更新しないことによるシステム改修開発委託料の減により153万7,000円の減額でございます。

以上で、議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづりの緑色の表紙、平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）の見開いた1ページ目をお開き願いたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の増額にそれぞれ365万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,157万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては後ほど御説明させていただきます。

第2条で、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。

2ページの第1表 歳入歳出補正予算はお目通しいただくとしまして、3ページの第2表 地方債補正をお願いいたします。

流域下水道事業負担金の限度額を110万円に250万円を増額し、360万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書はお目通しいただくとしまして、5 ページをお願いしたいと思います。

歳入の詳細につきまして御説明を申し上げます。

款08諸収入、項03雑入、目01雑入でございますが、平成27年度事業分の支払い消費税、地方消費税の還付金としまして115万7,000円を増額し、1,300万2,000円とするものでございます。

2 段目の款09町債、項01町債、目01下水道事業債でございますが、木曾川右岸流域下水道事業負担金支払いの借入としまして250万円を増額し、1 億4,960万円とするものでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款01下水道事業費、項01下水道管理費、目01下水道維持管理費で節03職員手当の勤勉手当を4万8,000円増額し、節27公課費で消費税を210万9,000円減額するものでございます。職員手当につきましては、人事異動及び給与改定によるものでございます。また消費税につきましては、平成28年度分の支払い消費税、地方消費税の中間仮払額が見込みより少なく済んだことによる減額でございます。

2 段目の款01下水道事業費、項02下水道施設費、目01下水道建設費でございますが、内訳としまして、4月の人事異動及び給与改定によりまして、下水道特別会計の職員の給与、職員手当、共済費について不足が見込まれるため、これら人件費合わせて111万5,000円の増額をお願いするものでございます。

もう1点は、節19負担金、補助及び交付金で、木曾川右岸流域下水道事業建設負担金として250万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは国の追加補正予算によりまして、木曾川右岸流域下水道事業として各務原浄水場の施設整備及び環境厚生等施設の長寿命化を図るための負担金分でございます。

3 段目の款04予備費、項01予備費、目01予備費でございますが、消費税の還付金等の収入見込みができましたので、予備費を増額するものでございます。

7 ページ、8 ページにつきましては、給与費の補正に伴う明細でございます。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第49号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について、議案第54号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

議案第49号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり 3 ページをお開きください。

改正条例につきましては、議案つづり 3 ページから10ページまでとなっております。

今回の一部改正では、御嵩町職員の給与に関する条例、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例、御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の3つの条例を施行期日や適用日の違いから6条立ての一部改正の条例としておりますので、お願いいたします。

条例改正の内容につきましては資料で御説明いたしますので、資料つづり 2 ページをお開きください。

今回の条例改正の主なものは、平成28年人事院勧告により、民間給与との格差を埋めるため、給料月額を平均で0.2%引き上げを、平成28年4月からの適用と勤務手当の0.1カ月分引き上げと扶養手当額の改定を行うものでございます。

それでは、条例ごとの改正の概要を説明いたします。

第1条と第2条では、職員の給与に関する条例の改正概要です。

1つ目が、民間給与との比較による給与水準の改定です。初任給や若年層に重点を置いて、給料月額を平均0.2%引き上げるものです。これは4月から遡求適用とします。

2つ目として、勤勉手当の年金支給率を0.1カ月分引き上げ、表のとおり、ことしは12月の支給率を引き上げることで実施し、第2条で平成29年度の支給率を6月期と12月期に均等に配分するものであります。

3つ目は、扶養手当額の改定です。配偶者は「1万3,000円」を「6,500円」に、子は「6,500円」を「1万円」に段階的に改定するものです。

3 ページをお開きください。

第3条、第4条では、常勤の特別職職員の給与に関する条例改正と第5条、第6条では、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正する規定であります。

第3条と第5条では、それぞれ平成28年12月支給分の期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げ、第4条と第6条では、引き上げた0.1カ月分を平成29年度からは6月期と12月期に均等に配分する改正であります。

なお、教育長の期末手当も常勤の特別職の職員の例により同様の改正といたします。

この改正の施行期日は公布の日からとなりますが、第1条、第3条、第5条は、平成28年4月1日から適用し、第2条、第4条、第6条は、平成29年4月1日からの施行となります。

次の4ページから17ページまでは、改正の新旧対照表がございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第49号についての御説明を終わらせていただきます。

次に、議案第53号 可茂広域行政事務組合格約の一部を変更する規約に関する協議について御説明いたします。

議案つづり18ページをお開きください。

可茂広域行政事務組合格約の一部を変更する規約に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、同組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

可茂広域行政事務組合は、可茂地区10市町村と5つの一部事務組合で組織する組合ですが、平成29年3月31日をもって解散する予定で手続を進めております。

解散の手続に係る規定を加えるため、同組合格約第12条、事務の継承としまして、組合の解散に伴う事務の継承にあつては、関係市町村及び関係一部事務組合がその議会の議決を経て行う協議をもって定めるという規定を追加するものであります。

なお、規約の変更は岐阜県知事の許可のあった日から施行するものであります。

資料つづり26ページでは、規約の新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第53号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第54号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について御説明いたします。

議案つづり19ページをお願いいたします。

可茂広域公平委員会を共同設置することについて、地方自治法第252条の7第3項で準用する地方自治法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

可茂広域行政事務組合の解散となった後に公平委員会に係る事務処理を可茂広域行政事務組合と同じ構成団体にて可茂広域公平委員会として共同設置するために必要な規約を制定するものであります。

可茂広域公平委員会共同設置規約として、第1条では、設置に関する規定、第2条では名称、第3条では執務の場所、第4条では公平委員会の委員の選任、身分について、第5条では事務職員とその身分について、第6条では通常経費の負担について、第7条では不服申し立ての審査など特定事務の経費負担について、20ページをお願いいたします。第8条では予算処理について、第9条では決算報告について、10条では補則、以上を規約としまして規定しております。

なお、規約の施行は、平成29年4月1日であります。

以上で、議案第54号について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの11ページに御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例をお示ししておりますが、資料を中心に説明させていただきますので、資料つづりの18ページを開きいただきたいと思います。

現在整備を進めております防災コミュニティ複合施設につきましては、大規模災害時にはその対応活動拠点として、また平常時には広く住民の利用に供することとしており、平成29年4月1日の供用開始に向けて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、施設の設置及び管理に関して条例を定めるものでございます。

制定条例の概要を御説明申し上げます。

第1条から第4条までは、施設の設置、名称、構成、事業に関する規定でございます。この施設の設置につきましては、これまでも御説明を繰り返しておりますが、第1には、南海トラフ巨大地震や局地的豪雨などさまざまな災害、被害を想定し、その災害対策の活動拠点という役割を持つ施設であること。また平常時においては、防災に関する諸事業を初め地域コミュニティの活性化を図る場として、広く町民の皆様に御利用いただくことにより、地域全体の防災力の向上に資することを目的に設置する旨、規定しております。

施設の名称は、御嵩町防災コミュニティセンターとし、災害時におけるボランティアや支援物資、一時避難者の受け入れなど災害対応に係る事業のほか、地域コミュニティや町民の健康増進に関する事業を行う施設である旨を規定しております。

第5条から第8条までは、施設の管理、使用の許可等に関して規定しております。災害の発生、もしくは災害の発生のおそれのある場合の町の優先使用は当然のことながら、平常時の使用については、使用申請書を提出していただき、許可を得た後、使用していただくこと。使用の目的等によっては使用を制限すること。災害の発生、もしくは発生のおそれのある場合や規定に反する使用を行った場合の許可の取り消し、使用の停止に関することを規定しております。

第9条から第11条までは、施設の使用料等に関する規定でございます。第3条に規定する会

議室等のうち、大会議室1、大会議室2、フリースペースについては1時間当たり300円を、小会議室につきましては、同じく200円を納付していただくこととしております。また、公益上の使用や特別の事情を考慮し、使用料の減額、もしくは免除できることをうたっております。

第12条では、原状回復の義務と施設に附属する設備や備品等の損傷に係る賠償義務を、第13条では、施設の休館日や開館時間、使用申請の様式等、本条例の施行に関し必要な事項は規則に委任することを規定しております。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を平成29年4月1日とすることを定めております。

以上で、議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第51号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

それでは、議案第51号について御説明申し上げます。

議案つづりの14ページをお開き願います。

御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

内容につきましては、資料つづりのほうの19ページから概要及び新旧対照表を掲載しておりますので、そちらで御説明申し上げます。

資料つづりのほうの19ページをお開き願います。

まず改正の趣旨のところでございますが、平成17年に開所したあゆみ館は、知的障害者福祉法に基づく知的障害者授産施設としまして、就労が困難な知的障害者を支援してまいりました。その後、今でいいますと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法になりますが、これによりまして、平成23年度からは、障害者の生活介護及び就労継続支援B型の多機能事業所として機能することになってきております。

今後は、多機能事業所としての機能を強化しつつ、潜在的に想定されています待機利用者の対策のために定員適正化を図るとともに、障害者及びその家族の需要に応えるために定員拡大の改正を行うものであります。

次の概要のところですが、事業所の定員を現在の35人から40人へ拡大するという改正の内容になります。

サービスの種別といたしましては、そのサービス内容等の欄に記載したとおりでございます。生活介護と就労継続支援B型の2種類で、これは現行と同様でございます。

施行期日は、平成29年4月1日からとしております。

続きまして、隣20ページからは、新旧対照表を掲載しております。

この第2条の部分で定員の拡大について定めております。

第4条以下は表現の整理等のみでありまして、趣旨や内容に変更はございません。改正文を含めまして、各自お目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、議案第59号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、最初に議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について御説明します。

議案書つづりでは16ページですが、説明のほうは資料つづり23ページから25ページになりますので、よろしく願いいたします。

本条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農業委員会制度が変わることになったことから、これに伴い新たに条例を制定するものです。

法改正により主に変わったことは、農業委員の選任が公選制から市長村長の任命に変わったことと、新たに農地利用最適化推進委員が設けられ、農業委員会の体制強化を軸に改正されたことです。

これまでの農業委員会は、農地転用の審査業務などの決定行為と各農業委員の地域での現地活動に分けられていましたが、それぞれが的確に機能するようにするため、意思決定を行う農業委員とは別に、農地等の利用の最適化のため、新たに推進委員を設けます。推進委員は、農業委員から委嘱され、担当区域における農地パトロールや農地集積に伴う農地あっせん等の現場業務となります。

農業委員は、現在選挙制と議会推薦、団体推薦で構成されていますが、新制度では、市町村長の任命にかわり、議会の同意を経て選任されます。新制度による農業委員の定数の上限は、農業委員会等に関する法律施行令で定められ、御嵩町の農家数は751戸、農地面積は462ヘクタ

ールであることから、第5条の規定により、農家数1,100戸以下、または農地面積1,300ヘクタール以下に該当し、推進委員を委嘱する農業委員は14人、推進委員を委嘱しない農業委員会は27人と規定されています。

推進委員を設置しないことができる条件として、農地面積200ヘクタール以下、または遊休農地1%以下であり、農地利用の集積が70%以上の場合ですが、御嵩町は該当しないことから、農業委員の上限数は14人となります。御嵩町の現農業委員は、定数は15名ですが、現状は14名であり、現状の数を継承したいことから、定数を14名とするものです。

次に、推進委員数は、政令第8条の規定により、農地面積を100で除した数が推進委員の上限数となり、御嵩町では5人となりますが、これまでも農業委員が上之郷、御嵩、中、伏見の各地区で活動されており、現状の活動等が継承できる形としたいことから4人とするものです。

条例制定に伴い、これまでの御嵩町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するもので、関連して、御嵩町職員等の旅費に関する条例を法の条ずれにより一部を改正するものです。

25ページには新旧対照表となりますが、後ほどお目通しのほうお願いいたします。

施行日は、平成29年4月1日ですが、附則により、経過措置として、現農業委員は任期である平成29年7月19日までは従前の例によるものとし、適用はされません。また、準備行為として、農業委員と推進委員の推薦募集を平成29年2月上旬から実施する予定です。

以上で、議案第52号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第59号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを御説明いたします。

議案書25ページをお願いいたします。

御嵩町農業委員会委員の任命につき、委員に占める認定農業者等、またはこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものです。

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定では、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が反映されるよう、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めるようにしなければならぬとされており、

現在の御嵩町の認定農業者は7名であり、先ほどの条例制定による農業委員の定数の14名の過半数8名を下回ります。こういった場合は、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定を適用し、委員に占める認定農業者等、またはこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求めるものです。

これにより、農業委員数14名のうち4分の1以上である4名以上が認定農業者等、またはこれに準ずる者となるものです。

以上で、議案第59号について説明を終わらせていただきます。

2議案まとめて説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第55号 指定管理者の指定について、議案第56号 指定管理者の指定について、議案第57号 指定管理者の指定について、議案第58号 財産の取得について、以上4件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、まず議案第55号、第56号、第57号について、3件続けて御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案つづりの21ページをお願いいたします。

議案第55号 指定管理者の指定について御説明いたします。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1つ目に、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、みたけ健康館であります。

2つ目に、指定管理者となる団体の名称ですが、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松波保夫であります。

3つ目といたしまして、指定期間ですが、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

続きまして、22ページをお願いいたします。

議案第56号 指定管理者の指定について御説明いたします。

こちらも地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、高齢者いきがい活動支援センターみたけ（通称「ふらっとハウス」）でございます。

指定管理者となる団体の名称ですが、岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号、株式会社技研サービス代表取締役 関谷裕久であります。

指定期間ですが、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

続きまして、23ページに移ります。

議案第57号 指定管理者の指定について説明をいたします。

こちらも地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、高齢者いきがい活動支援センター

ふしみ（通称「あつと訪夢」）でございます。

指定管理者となる団体の名称ですが、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松波保夫であります。

指定期間ですが、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

ただいま説明いたしました指定管理者団体の選考の経緯につきまして御報告いたします。

保険長寿課では、みたけ健康館並びに高齢いきがい活動支援センターみたけ及びふしみの3施設の次期指定管理者団体の選考について、現団体へのヒアリングなどを実施した上で、平成26年度から28年度までの第1期が終了して、29年度からは第2期として更新をしていこうという考えで手続を進めてまいりました。

次に、指定管理者選考委員会を2回開催し、指定管理者団体の選考について審議をしていただきました。1回目は、保険長寿課から提出した評価資料をもとに、利用者数の推移と費用対効果の関連性や繰越金の額、利用者アンケート調査結果の報告、チェックリスト点検によるモニタリング評価などについて審議がなされました。

その結果、3施設について、現指定管理者を次期の指定管理者として指名する旨の決定がなされました。その際、費用対効果を考えて金額の交渉するようになどの附帯条件がなされ、次回の委員会で申請内容を審議し、最終的に決定することになりました。2回目は、申請書をもとに次期事業費が増額となっていたこともあり、コストパフォーマンスを考え、増額要因が妥当であるかという視点で審議していただきました。事業計画書からは、管理運営に関する新たな提案について、事業収支計画書から次期事業費について吟味をしていただき、前回の委員会で指名した指定管理者を次期の指定管理者として最終的に決定していただきました。ただし、事業費の増額要因の妥当性を見受けられないという意見もあり、今後指定管理料について、原則これまでと同額、またはより一層の経費節減に向けた交渉をするように指示を受け、今回の議案上程の運びとなりました。

定例会資料つづりの27ページから37ページに施設ごとの指定管理者選定継続に係る報告書がありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、議案第55号、56号、57号の説明を終わります。

次に、議案第58号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづりの24ページをお開きください。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 取得する物品は、御嵩町防災コミュニティ複合施設筋力トレーニングマシンであります。取得の方法は、指名競争入札です。

取得金額は、885万6,000円。

取得の相手方は、岐阜県岐阜市東鶉3丁目76番地2、株式会社ナイスワーク、代表取締役森田敏博であります。

なお、資料つづり39ページ、40ページに売買契約書及び入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上で、議案第58号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

続いて、発議第2号 岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 各務元規君。

議会事務局長（各務元規君）

それでは、本日お配りいたしました議案つづり（その2）の1ページをお開きください。

発議第2号

岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書

岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年12月8日提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 御嵩町議会議員 | 谷 口 鈴 男 |
| 賛成者 | 〃 | 加 藤 保 郎 |
| 〃 | 〃 | 安 藤 雅 子 |
| 〃 | 〃 | 奥 村 雄 二 |

2ページをお願いいたします。

岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書

近い将来、急激な生徒減少が懸念される中、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会から岐阜県教育委員会に提出された県立高校の望ましい姿の方向性をまとめた「審議まとめ」には、当町にある東濃高等学校が再編統合の検討対象校の一つとして記述されています。

この記述により、高校進学を控える受験生はもとより、地域住民は一様に不安を感じています。

東濃高等学校は、創立以来120年を超える歴史のある学校で、今までに政財界等で活躍され

る数多くの優秀な卒業生を輩出し、地域の発展に寄与するシンボルとして歩んできました。

昨今、少子化が進む中において、単位制への改編及び総合学制的カリキュラム編成を行うことで、生徒の多様な個性及び特性を尊重した教育を推進しています。さらに、名鉄広見線を利用することで県内各地から通うことの出来る交通環境及び製造業が盛んな可茂地域の特性から、外国人生徒が多く進学する高校でもあります。

こうした多様なカリキュラムや交通、地域特性により、ロボットコンテストの世界大会出場実績を有するほか、外国人生徒のネイティブな英語力を活用して政府関係の主要な外国人の通訳又はアテンドを行う等、県内で例を見ない多文化共生の取組が進められている「外国人生徒への支援」の唯一の実践校でもあります。

御嵩町においても、東濃高等学校と連携した地域ぐるみで英語教育を推進する魅力的な教育環境を「みたけ総合戦略」に掲げ、東濃高等学校の活性化に向け、町ぐるみで支援を行っています。

具体的には、町のイベント及び福祉施設でのボランティアはもとより、町主催のロボットジュニアセミナーへの参加協力、演劇を活用した授業の実施をはじめ、地域課題解決に向けたキャリア教育プログラムを今年度は町の事業として行うほか、防災関連等将来地域で有為な人材となる生徒を育成していただくよう、町としても継続して支援及び取組を行っていく予定です。

岐阜県教育委員会におかれても、町と一体となって東濃高等学校の活性化を推進されることを願うとともに、その後の再編統合等への対応については、活性化への取組のみならず、東濃高等学校が当地域において担う役割及び実績をも見極めた上で判断するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月8日

岐阜県御嵩町議会

岐阜県教育長

松川禮子 様

以上であります。

議長（大沢まり子君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第2号 岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書について、提出者より説明を求めます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいま朗読をしていただきました県教育委員会に対する意見書の提出について、その背景

について4点ほど、私どもも共通の認識を持って対応しなければいけないということで説明をさせていただきますと若干時間をいただきますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

その4点というのは、まず1点は、東濃高校の沿革、そして2点目は現在の状況、3点目は県教育委員会に提出された岐阜県高等学校活性化計画策定委員会の答申の内容の主な部分、そして4点目として、私どもの町として今後どういう対応をしていくか、この4点について簡単に披露させていただきたいと思います。

まず東濃高校の沿革であります。東濃高校は120年の歴史を持っており、卒業生は約1万7,000名を輩出しております。県下では、岐阜高校、斐太高校、大垣北高校に次いで4番目に古い歴史と伝統のある高校であります。

その沿革としましては、明治29年に岐阜県尋常中学校東濃分校として創立され、明治32年に岐阜県立東濃中学校と改称されました。そして、戦後昭和23年に岐阜県立東濃高等学校として発足し、昭和49年、商業科を廃止して普通科のみとなりました。これは東濃実業高校の分校ということもございます。そして、その後、平成8年に創立100周年を迎え、さらに平成16年に一般普通高校から新たな体制ということで単位制の改編をしてきております。

現状でありますけれども、現在は、個性を伸ばし、未来を築く122年目の新たな歴史の1ページを開こうということで、学校の特色として、自分自身で学ぶ教科を選べる学校、一人一人の理解度に合わせて学べる学校、幅広い進路に対応できる学校、心豊かな心を育むさまざまな活動に取り組む学校ということで、いわゆる総合型の教育カリキュラムを組んでおります。そして、進路状況であります。県内の特に私立大学、そして各種専門学校、そして特徴的なのは、県内で就職、約半数近い方が県内の事業所、特に御嵩町を含めて、地元の事業所等に職を求めて巣立っておられる。これが現在の状況であります。

そこで、なぜこの東濃高校が問題になってきたかという背景であります。これは岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会の答申に基づいて行われたものでありますので、それについて企画課のほうから資料を取り寄せていただきましたので、それをもって少し報告をさせていただきます。

岐阜県では、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする教育振興基本計画として、平成26年3月に第2次岐阜県教育ビジョンを策定しております。この教育ビジョンの中で、特に個別重点的に取り組む重点施策の一つとして、中期的な将来を見据えた高等学校の改革が位置づけられ、生徒減少期に向けた活力と魅力ある高校づくりのための活性化策を審議するために平成26年4月に岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会が設置されました。

そこで、この委員会を中心として、県の教育ビジョンというものが審議されたわけですが、この中で、特に近い将来、急激な生徒減少が避けられない状況の中で、教育水準の確保と教育

機会の保障を基本に、望ましい学校規模や学科構成をどのように考えていくかということが議論となりました。そして、検討の基準としては、また後に申しますが、いわゆる東濃高校は高校としての小規模化校という認定を受けまして、この高校の小規模化については、学校全体の活力の低下を招き、社会への入り口に立つ高校生にとって、みずからの個性を伸ばし、みずから選択による学習を充実していく必要があると。また、集団の中で身につける社会性を養う環境としては若干課題が多いということが指摘されました。しかし、その一方、地域の状況や高校の特性、教育機会の保障等を総合的に勘案すれば、高校の小規模化を理由に一律に再編等を行うことにも大きな問題があるということを前提として議論が進められたようであります。

そこで、高校再編の枠組みの見直しの中で基準とされたものは何であったのかというと、いわゆる学校の規模であります。この学校の規模につきましては、平成13年の学校改革委員会の答申で示された1学年4学級から8学級を適正な学校規模とした基本的な考え方のもとに、平成31年以降の生徒激減期に向けた体制整備を検討しますということであります。

したがって、少子化の進展によって、適正な学校規模が維持できない可能性のある高校について、その地域や高校の特性、学びの機会の保障等にも配慮しながら、そのあり方について検討を進めるということで、実は検討されてきた経緯があります。

そこで、東濃高校の位置づけでありますけれども、基本的には1学年4学級を望ましい学校規模の下限とするという一つの基準からして、はかり、てんびんにかけられた部分があります。特に昭和31年に1学年3学級以下が見込まれる学校として、この近辺では、八百津高等学校、東濃高等学校、それから土岐紅陵高校等が指摘されております。

そこで、特に東濃高校でありますけれども、東濃高校は普通科高校で、平成16年度に単位制に改編され、進路先が多様な普通科高校として、進路希望別に職業系専門科目を含めた多様な選択科目が可能な総合学科的カリキュラム編成に努めている。また、日本語指導が必要な外国人生徒が県内でも最も多く進学する高校であるという認識をいただいておりますけれども、しかし、今後その対応については、この学校を取り巻く教育環境、地元、そして学校の基本的な方針、それから御嵩町として受け入れる町として、どういう形で学校の活性化を図るかという熱意、そういうものによって今後大きく左右されてくるものと思われまます。

そこで、先ほど見ました総合学科の教育カリキュラムはどういうものであるかということですが、基本的には、総合学科は、将来の職業選択を視野に入れながら、興味、関心、進路希望等に応じて柔軟に多様な選択や経験ができるというところに総合学科の特色を持っております。

そして、自分の意思で学び選択する仕組みなど、総合学科のシステムが有効に活用、運用できるようなものであれば、若干基準に満たない学校であったとしても、その地域の特性を踏ま

えながら何とか存続、ないしは併置をしていくというのが県の基本的な方針であろうかと思えます。

それとあわせて、今申し上げたようなことが県の教育委員会に対して答申として上げられております。

その中で、特に可茂学区の中では八百津高校も同じような状況であり、認定もほぼ同じような認定を受けております。したがって、活性化の方向性として八百津高校、東濃高校含めて、少子化への対応とともに進路先が多様な普通科高校の活性化策として、総合学科への改編やリアルシステムの導入を基本とした上で、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に一層対応できるような活性化対策について、今後検討をしていきたいというのが県の基本的な方針であります。

私どもは、この意見書を提出するに当たりまして、実は、平成27年12月15日に八百津高校については、八百津町議会が意見書を出しております。ぜひとも私どもは、この伝統ある東濃高校を抱えた栄誉ある町として何とか存続と、さらに活性化を図りながら、町全体として、また議会も含めて全てこの地域の力としてこの学校を残しながら、我々の子供や孫、後に続く指定教育の殿堂としてきちっとした位置づけをしていくのが私どもの一番の責務ではないかと、そんな思いを持っております。どうか皆さん方の温かい同意を得まして、この意見書を採択していただければ、これをもって県教育委員会のほうにも改めてお邪魔をしてみたいと、そんな思いを持っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。以上であります。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時30分といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第7、議案の審議及び採決を行います。

議案第45号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

補正予算書の19ページの一番上の段にあります不適正処理廃棄物撤去委託料で110万についてお尋ねをいたします。

まずこの土地の広さですけれども、どのくらいの広さがあるのか。それから、所有者についてはどうなっているか。それから、この間の説明では30立方メートルが残っているということでしたけれども、これは2年にわたって処理をするということでしたが、これは一度にできないのか、その3点についてお尋ねをいたします。

議長（大沢まり子君）

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、この当該案件の所在、土地の面積であります。約230平方メートルというこ

とであります。

2点目、所有者でございますが、この所有者につきましては、可児市に在住の方ということ
であります。

なお、この案件につきましては、差し押さえの案件ということでございますので、よろしく
お願いします。

それから3点目、2年に分けて施行を行ったということで、その辺の状況なんですか、今回
の県の交付金の支援事業につきましては、来年の3月31日、年度内をもって処理が完了しなけ
ればならないという要件がございます。この産業廃棄物の処理に関しましては、業者からの最
終的な処分、マニフェスト等の手続がございます。並びに廃棄物に関しまして、組成検査、廃
棄物の中身の検査が伴うということで処理に日数がかかるということがありますので、2年に
分けて撤去をするというものであります。

なお、2年に分けることによりまして、県の交付金に関しましても最大限活用できるという
結果となりましたので、その辺もあわせて答弁させていただきます。よろしくお願ひいたしま
す。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

差し押さえられているということですが、この土地については今後どういうふうにな
るのでしょうか。

議長（大沢まり子君）

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

この土地に関しましては、多治見の税務署のほうの差し押さえの案件ということで、今現在
は、所有とか、そういうものに関してどうなるという状況は今のところございません。よろし
くお願いします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

関連でありますけれども、これは多治見税務署からの差し押さえということですね。町のほ

うとして、例えばこれは町が行政代執行するわけでありましてけれども、差し押さえして、将来処分されたときに、町のほうとしてはそこに参画できるかどうか。いわゆる処分した場合の費用の配分について、御嵩町としては何らかの遡及効を持つだけの権利というのはあるんですか、その辺のところはどうですか。

議長（大沢まり子君）

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

お答えします。

町のほうの債権等、現在のところはございませんので、その部分に関して求めるものはないという現状であります。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

補正予算の20ページの上段、生活環境保全林設計委託費として300万円、みたけの森のトイレの件でございますが、全協の折にも聞いておりますけど、いよいよ皆さん、環境整備ということで、みたけの森の入り口のトイレがきれいになるということで大変喜ばしいことだと思っております。この300万円については何も質問をすることはございませんが、今後の予定、スケジュール等ありましたら、この場で少しお話ししていただければありがたいと思っております。

議長（大沢まり子君）

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、高山議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

みたけの森のトイレ改修に伴う設計委託のほうですけれども、こちらのほうは、今回の補正予算が採決されれば入札を来年1月、年明けにさせていただき、年度内に設計の委託を完了する予定でございます。現在、工事の改修に当たりましては、国の補助事業であります森林整備林業等振興整備交付金、こちらの事業を要望しております。こちらの事業が採択されれば、来年度に工事を着手していくということを検討しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ちょっと確認でありますけれども、これ、町債660万補正をかけて1,700万を、21ページであります。橋梁維持費で木下橋の整備改修ということですが、これは耐震化か何かの関係で行われる工事かどうか、その辺、どういう工事であるかということだけ教えていただければありがたいと思います。

議長（大沢まり子君）

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

木下橋の改修工事におきましては、平成24年度に計画をいたしました長寿命化修繕計画の通りまして、今回の事業におきましては、橋面の舗装ですとか、橋面の途中にあります伸縮装置、これらの補修工事ということを行う予定であります。以上でございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

私のほうは、3点ほど御質問したいと思います。

最初は、補正予算書の16ページですけど、この中段ほどに介護ロボット導入支援事業補助というのがあるんですけど、介護施設に補助をされるということですけど、ロボットがどんな作業をするのか、ちょっとイメージ的に湧かないものですから、この説明をしていただきたいと。

それからもう1点が、20ページのみたけの森の設計なんですけど、これは私、昨年、一般質問で整備をお願いしたわけですけど、早速取りかかっていたいてありがたいと思うんですけど、この設計委託は県産材を使うというような格好で補正がいただけるということで補正予算ができていますけど、担当課として、みたけの森にふさわしい、今現在のやつはふさわしくないと考えているんですけど、どんなイメージで設計されるのか、担当課のほうから何かお考えがあれば伺いたいと思います。

それからもう1点ですと、24ページの亜炭鉱対策費の中の設計委託370万が増額されているんですけど、調査区域の追加ということで、この区域がもしわかれば、どんな区域が追加されるのかわかればお聞きしたいと思います。

以上3点についてお願いしたいと思います。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、安藤議員の御質問に対して説明させていただきたいと思います。

ロボットの概要につきましては、介助員の補助をするものでありますので、腰の周りにロボット装置をつけます。そして、足にバンドを巻いて、また腰にもバンドを巻いて、その機械を支点にして介助するときに介護者を起き上がらせたりするときに機械のほうで力を体を与えてくれて、介助者の腰の負担を軽減するような装置というふうになっております。

以上で説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、安藤議員の設計委託料300万、みたけの森のトイレ改修の設計委託料について御回答させていただきます。

今回の設計は、汲み取り式のトイレの水洗化を目的に実施設計をするというのが設計の意図になりますけれども、みたけの森が生活環境保全林、そういった保健休養や自然活動ができる環境教育の場でありますので、みたけの森に合う木造の構造で設計を進めていく、そういった予定でございますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

それでは、御質問いただきましたことについてお答えしたいと思います。

今の24ページに書いてございます設計委託料の増額につきましては、現在、モデル事業のほうでございますけれども、御嵩町が使える金額につきましては、随時確認しながらエリアをふやしているような状況でございます。その中で、御質問いただきましたどのエリアかということでございますが、比衣地内の民間宅地におきまして、随時、今調査を実施しながら、今のモデル事業の工事も実施しているというような形でございますので、その辺の中で不足となります金額を今回補正要求させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

ありがとうございました。

特にみたけの森のトイレ、本当にみたけの森は御嵩町民に愛されているところですので、ぜひそのイメージに合ったすばらしいものを設計していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第49号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

発議第2号 岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 岐阜県立東濃高等学校の活性化を求める意見書について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月13日午後2時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時49分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

